

議案第 5 5 号

さいたま市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
さいたま市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 2 月 4 日提出

さいたま市長 清 水 勇 人

さいたま市国民健康保険条例の一部を改正する条例

さいたま市国民健康保険条例（平成 1 3 年さいたま市条例第 1 8 5 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(国民健康保険運営協議会) 第 2 条 [略] 2 協議会の委員の定数は、次に定めるところによる。 (1) 被保険者を代表する委員 <u>4 人</u> (2) 保険医又は保険薬剤師を代表する委員 <u>4 人</u> (3) 公益を代表する委員 <u>4 人</u> (4) <u>被用者保険等保険者（国民健康保険法施行令（昭和 3 3 年政令第 3 6 2 号）第 2 条第 1 項に規定する被用者保険等保険者をいう。）を代表する委員 1 人</u>	(国民健康保険運営協議会) 第 2 条 [略] 2 協議会の委員の定数は、次に定めるところによる。 (1) 被保険者を代表する委員 <u>8 人</u> (2) 保険医又は保険薬剤師を代表する委員 <u>8 人</u> (3) 公益を代表する委員 <u>8 人</u>

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。